

保育所・認定こども園(保育所部分)の入園申込をされる方へ(令和6年度)

今治市
保育幼稚園課

保育所・認定こども園(保育所部分)とは

0歳～小学校就学前までのお子さんを対象に、保護者が仕事や病気などの理由により、家庭での保育ができない場合に、保護者に代わって保育をする施設です。ご利用いただく方は、教育・保育給付認定2号又は3号の認定を受ける必要があります。

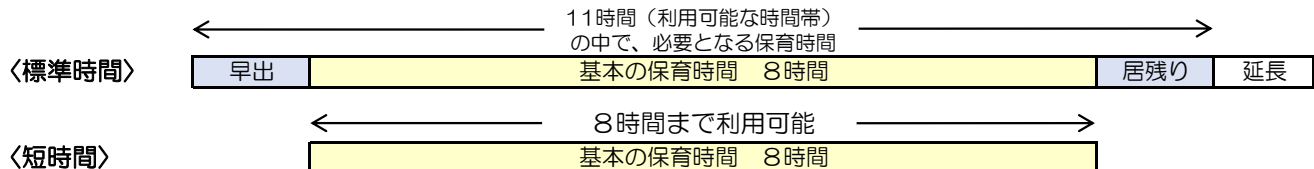
教育・保育給付認定とは

教育・保育施設を利用する際に申請いただく認定のことです。保育所・認定こども園(保育所部分)をご利用いただく場合は2・3号認定を、幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)をご利用いただく場合は1号認定を申請いただけます。

2・3号認定を取得するためには、保護者全員が仕事や病気等の理由により、家庭での保育ができないことが条件となります。条件の詳細については、裏面の「提出資料について」をご覧ください。

利用時間について(保育の必要量)

利用時間は、労働等の状況(勤務時間)や保育を必要とする理由により、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。(就労の場合、認定された各区分の中で利用可能な時間は…勤務時間+通勤時間が基本です)



勤務時間等の基準	標準時間	…	月 120時間以上
	短時間	…	月 64時間以上(1日4時間、月16日以上が目安です。)

※月120時間未満の場合でも就労時間(通勤時間含む)により標準認定する場合があります。
 ※延長保育は、入園内定後に、別に申込みが必要です。料金については各施設で異なります。

認定申請・入所(園)申込書の提出について

入所時期	受付期間 及び 期限 (※)	提出先
令和6年4月	一次募集: 令和5年11月15日(水)~12月11日(月) 二次募集: 令和6年2月14日(水)~2月29日(木)	第1希望の施設
令和6年5月~令和7年1月	入所希望月の2か月前の月初日~月末日	保育幼稚園課又は各施設
令和7年2月~3月	令和7年4月一次募集の日程で受付予定	保育幼稚園課又は各施設

※月末が土日祝日の場合は前の開庁日が締切日となります。

※2号・3号認定者の入所(園)は原則として月初日からです。

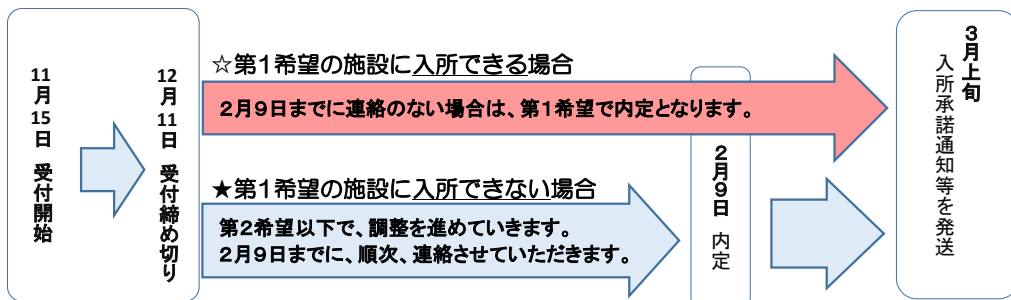
※保育を必要とする3歳以上で、1号認定施設(利用標準時間+預かり保育)と2号認定施設の併願を希望する場合は、

- 1号認定の施設に入所申し込みをし、〇〇保育所(等)に併願していることを伝えてください。
- 並行して、2号認定の施設に認定申請・入所申し込みをしてください。
- 市で入所調整した結果をお知らせしますので、最終的な入所施設を決定し保育幼稚園課まで連絡してください。

利用調整・決定時期について

実施機関・方法等	入所の決定時期(内定)
希望、定員の空き状況などに応じ、就労証明書等提出された書類に基づいて、保育の必要性を踏まえ市が利用調整を行います。利用調整は、保育利用調整(選考)基準判定表(HP掲載)に基づき決定します。	4月入所(一次募集) : 詳細は下記の通り
	4月入所(二次募集) : 3月1日以降に調整し、3月中旬頃までに連絡
	5月以降入所 : 2か月前の月末に締め切り調整し、前月の10日頃に連絡

【一次募集の流れ】



保育料・副食費について

■ 保育料について

年度当初年齢の0~2歳児についてのみ、市民税非課税世帯を除き、保育料がかかります。保育標準時間、保育短時間で保育料が異なります。また、低所得世帯等(ひとり親・在宅障がい者のいる世帯)の軽減措置がありますが、別に提出資料が必要です。

■ 副食費について

年少以上の児童について、保育料は無償ですが、副食費がかかります。所得に応じて減免される場合がございます。また、ひとり親・在宅障がい者のいる世帯については、減免基準が緩和されますが、別に提出資料が必要です。

■ 保育料・副食費の決定について

- 4月入所者 …… 調査決定のうえ、4月中旬に通知します。
- 年度途中入所 …… 調査決定のうえ、入所希望月の前月中旬に通知します。



提出資料について

■ 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書（令和6年度）

各施設にて配布される様式をご利用ください。

■ 保育料・副食費の算定に必要な資料

②～④の提出があった場合、保育料・副食費の減額・減免が適用される可能性があります。提出がない場合は適用されません。

① 子からみた祖父母、曾祖父母、18歳以上のきょうだい(学生は除く)と同じ住所の方は、以下の書類をコピーしてご提出ください。

・令和5年分源泉徴収票（父・母） ※勤務先発行 令和6年1月頃 もしくは ・令和5年分確定申告書（父・母） ※申告 令和6年3月15日頃まで ※父・母の令和5年分の収入次第で祖父母等判定に含めるか判断します。

② ひとり親家庭（母子・父子家庭）の方は、以下の書類のいずれかをコピーして提出してください。

・児童扶養手当証書 ・ひとり親家庭医療受給者証 ・国民年金証書（遺族基礎年金） ・戸籍謄本または抄本（離婚日記載のもの）

③ 同じ住所のかたで身体障害者手帳など交付を受けている方がいる場合は、以下の書類のいずれかをコピーして提出してください。

・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当証書 ・障害基礎年金証書

④ 入所児童のきょうだいで、幼稚園（私学助成）、障がい児通園施設等に入園または通園している児童がいる場合

施設利用申込書の「世帯の状況」学校名等の欄に、施設名を記入してください。（在園証明書の提出が必要な場合があります。必要な場合はお声掛けします。）

■ 保育の必要性を証明する書類

下記の理由より、該当する項目の証明を父母それぞれ揃えて、申請書に添付してください。

※年度途中入所の場合は、入所希望月2か月前からの証明が有効です。

- ◆ 必要な様式は各施設や保育幼稚園課で配布しています。一部はホームページからダウンロードできます。
- ◆ 提出が必要な書類がそろいましたら（父母、それぞれ必要です。）、書類チェック欄の該当項目に☑をしてください。

保育を必要とする理由		提出が必要な書類・	書類チェック欄		認定期間 (限度の参考)
			父	母	
1 就労 <small>月64時間以上必要</small>	会社等に常勤・パート等で勤務	⇒ 就労証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	状況による
	自営業主・自営専従者 農業・漁業・内職	⇒ 就労証明書 + 営業許可証、登記事項証明書、青色申告開業届、確定申告書、売上伝票、売買契約書などいずれかの写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 妊娠・出産（出産の前後）	⇒ 母子健康手帳（表紙と予定日のページのコピー）		<input type="checkbox"/>		産前産後各8週の属する月
3 保護者の病気・障がい等	⇒ <input type="checkbox"/> 診断書（原本） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳（北へ） <input type="checkbox"/> 療育手帳（北へ） <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳（北へ）	いずれかひとつ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	状況による
4 病人(親族)の介護・看護等	⇒ 介護(看護)申立書 と添付資料		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	状況による
	⇒ 添付資料 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳（北へ） <input type="checkbox"/> 療育手帳（北へ） <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳（北へ） <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証（北へ） とケアプラン（北へ）	いずれかひとつ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5 災害復旧	⇒ 罹災証明、民生児童委員の確認		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	状況による
6 求職活動	⇒ 求職申立書 + 状況確認の書類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	最大3か月
7 就学	⇒ 就学申立書 + 学生証(北へ)または在学証明等 + カリキュラム(時間割)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就学期間

※証明書類の提出後、内容に変更があった場合（保育の理由、勤務時間や場所の変更など）は、その都度証明書の提出が必要です。

申し込みに関する注意事項

■ 個人番号（マイナンバー）の取り扱いについて

申請書に個人番号（マイナンバー）を記載した場合は、本人確認として申請者（保護者）の書類の提示が必要です。

- ① 個人番号カード または 個人番号通知カード ※個人番号カードの場合は②の書類は不要
- ② 申請者（保護者）の身元が確認できる書類（運転免許証など）

■ 転入予定の方

入所希望月の前月末までに今治市に転入済みの確認ができない場合は入所できません。

■ 妊娠・出産を理由として新規に申し込む場合

保育の必要理由が「妊娠・出産」で入所し、産後は別の理由で入所を継続希望する場合は新規扱いとなり、再度申し込みになります。そのため、これまでの保育所等を継続的に利用できるとは限りません。

■ 今治市外から申し込まれる方

隣接する市町村等に居住したまま、今治市内にある施設を利用される場合につきましては、今治市様式ではなく、お住まいの市町村の様式を使用いただくこととなります。必要な申請や時期については、各市町村毎に異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

■ その他

- ※ 申し込み後に入所を取り下げる場合は速やかに各施設、もしくは保育幼稚園課まで連絡してください。
- ※ 世帯状況等に申込時との変更があった場合は必ず保育幼稚園課まで連絡してください。副食費等が変更になる場合があります。
- ※ 転職等や希望により認定内容を変更する場合は、変更申請書と変更理由の確認のための書類（雇用証明等）をそえて、変更申請をしてください。



その他、よくあるご質問につきまして、保育幼稚園課HPに掲載しておりますので、左記QRコードよりご覧ください。